



栃木県公報

令和4(2022)年
1月14日(金)
号 外
第 1 号

目 次

訓 令

○栃木県職員服務規程の一部改正..... 1

訓 令

栃木県訓令第1号

本 庁
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年1月14日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和39年栃木県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表健康福祉センターの部を次のように改める。

健康福祉センター	精神科救急情報センターにおける精神保健福祉業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、精神科救急情報センターにおける精神保健福祉業務以外の業務に従事する場合には、所属長は、当該業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることができる。	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
				夜勤	午後4時から翌日午前9時30分まで	2時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
県西健康福祉センター、県東健康福祉センター、県南健康福祉センター、県北健康福祉センター又は安足健康		4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることができる。	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
				遅出勤	午後1時から午後9時45分まで	

	<p>福祉センターに勤務する職員（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者等への対応に関する業務に従事する職員に限る。）</p>					
--	---	--	--	--	--	--

別表健康福祉センターの部の次に次のように加える。

医療政策課	<p>新型コロナウイルス感染症の患者等に対する医療の提供を行うための臨時の施設における施設運営業務（以</p>	<p>4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。</p>	<p>4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。</p>	日勤	午前8時から午後4時45分まで	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
				夜勤	午後3時15分から翌日午前8時45分まで	2時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。

	下「臨時医療施設運営業務」という。)に従事する職員					
	新型コロナウイルス感染症の患者等への対応に関する業務(臨時医療施設運営業務を除く。)に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることができる。	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
				遅出勤	午後1時から午後9時45分まで	

別表岡本台病院の部の次に次のように加える。

高齢対策課	新型コロナウイルス感染症の患者等への対応に関する業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることができる。	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
				遅出勤	午後1時から午後9時45分まで	

別表感染症対策課の部及び障害福祉課の部を次のように改める。

感染症対策課	新型コロナウイルス感染症の患者等の療養のための宿泊施設における施設運営業務(以下「宿泊療養施設運営業務」という。)に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
				早出勤	午前7時から午後3時45分まで	
				遅出勤	午前10時から午後6時45分まで	
				夜勤	午後4時から翌日午前9時30分まで	
	新型コロナウイルス	4週間を平均して1週間	4週間につき8日とし、業	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所	1時間とし、その時限は、

	ス感染症の患者等への対応に関する業務（宿泊療養施設運営業務を除く。）に従事する職員	間当たり38時間45分とする。	務の実情に応じ所属長が定める。		属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることができる。	業務の実情に応じ所属長が定める。
				遅出勤	午後1時から午後9時45分まで	
障害福祉課	精神科救急情報センターにおける精神保健福祉業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、精神科救急情報センターにおける精神保健福祉業務以外の業務に従事する場合には、所属長は、当該業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることができる。	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
				夜勤	午後4時から翌日午前9時30分まで	2時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
	新型コロナウイルス感染症の患者等への対応に関する業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることができる。	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
				遅出勤	午後1時から午後9時45分まで	

別表精神保健福祉センターの部の次に次のように加える。

こども政策課	新型コロナウイルス感染症の患者等への対応に関する業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることができる。	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
				遅出勤	午後1時から午後9時45分まで	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(人事課)